

様式第 2 号

自然環境保全協定書

静岡県（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、下記の事業を実施するに当たり、静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第24条の規定に基づき、次のとおり協定する。

記

事業名：中央新幹線品川・名古屋間（本体トンネル工事に先立つ準備工事）

施行所在地：静岡県静岡市葵区田代

施行面積：別紙 自然環境保全計画書に記載

（自然環境保全）

第1条 乙は、前記の事業を実施するに当たり自然環境を保全するため別に掲げる事項を履行するとともに、善良な管理者の注意をもってこれを保全することに努めなければならない。

（報告及び調査）

第2条 乙は、甲の求めに応じ、当該事業の実施状況を報告するとともに立入調査に協力しなければならない。

（違反時の措置）

第3条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、その履行の確保について必要な措置として、違反の程度に応じ助言、勧告し、又は必要な場合は公表する。乙は、甲からの助言等について誠実に対応するよう努めなければならない。

（計画変更の協議）

第4条 乙は、その事業計画を変更しようとするときは、事前に甲に協議するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

（甲）静岡市葵区追手町9番6号 静岡県知事

川勝 平太

（乙）愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

金子 慎

別記事項

- 1 自然環境の保全に必要な対策は、別紙自然環境保全計画書に基づき実施するものとする。
- 2 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名に変更があった場合は、変更届を提出するものとする。
- 3 工事に着手する場合は、工事着手届を提出するものとする。
- 4 工事を中止した場合は、工事中止届を提出するものとする。
- 5 工事が完了した場合は、遅滞無く工事完了届を提出するものとする。
- 6 前項に基づき完了届が提出された場合、甲は現地確認を行い受理書を交付するものとする。
- 7 事業計画の変更をする場合は、事業計画変更届を提出するものとする。
- 8 工事を廃止した場合は、工事廃止届を提出するものとする。
- 9 工事施行者を変更する場合は、工事施行者変更届を提出するものとする。